

---

◎議案第60号、61号、62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（斉藤 重君） 日程第3、議案第60号 西伊豆広域消防組合の解散について、日程第4、議案第61号 西伊豆広域消防組合の解散に伴う財産処分について、日程第5、議案第62号 下田地区消防組合への加入についての件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第60号は、西伊豆広域消防組合の解散について、議案第61号は、西伊豆広域消防組合の解散に伴う財産処分について、議案第62号は、下田地区消防組合への加入についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 金刺英夫君 提案理由説明）

○議長（斉藤 重君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 3つの案全体に共通してお聞きしたいと思います。西海岸は伊豆半島でも特に日陰の存在というか、いわゆる過疎の進行が激しいわけですが、その中で中心のないいろいろな施設が東へ東へ、下田側へと行ってしまうという状況がこのところ続いているわけですが、例えば、昨今では警察も下田に行きそうだという話もあるわけですが、これまでも保健所とか、あるいは法務局とか、あるいは農協の本所が向こうへ行ってしまうということとか、中心になるようなそういう施設が向こうに行ってしまうということがなお一層西側の過疎が進行するという要因になっているわけですが、それに加えて、消防署は人員体制は減らさない、とりあえず減らさないということですが、ゆくゆくはいろいろな形で減員に、人が減るということにもなっていくだろうし、とにかく中心が向こうへ行くということになるわけですから、そういう点ではこの西側の過疎が進行するという要因の大きな元になるのではないかというふうに思いますが、そこはどう考えられますか。町長に答えていただきたいと思います。

それから、広域化で昨今いろいろな機器の進歩もあるわけですが、デメリットが多くて、メリットはほとんどないというふうに言えるのではないかと思うんです。

東海岸方面で大災害がある、西海岸の方で大災害があると、双方に応援出動ができるような状況は、山が高いために、隔絶されているためにほとんどこれまでもないということで、今後もそんなに常時そういうことが起こるというような地形ではないわけですから、そういう点でも

メリットは非常に少ないと言えるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○町長（齋藤文彦君） 今の鈴木議員の質問にお答えしたいと思います。

下田の方へ、下田の方へということでは西伊豆が過疎化するのではないかなというようにことを言っているわけですが、西伊豆町に消防署がなくなるわけではないし、実働部隊が増えるというような形で、そういうことはないと思います。

これからいろいろな災害が起こるにしてもやっぱり大きいところがそれぞれの救助にしる何にしるできると思いますので、下田と連携を深めてやっていけば、この地域というのは非常に鈴木議員が言うようにそういうことにはならないと私は思っています。

○10番（鈴木源一郎君） 町長はそんなことはないと言いますが、やっぱりそうじゃないと思うんですよ。東へ東へと中心が行くと、例えば、消防の議会をどこでやると思ったら、西海岸ではやらないわけですね。下田でやるわけですよ。議会があれば消防の議会は。それは一つの例のわけですが、やっぱりじわじわじわじわとそれによって過疎が加速をするという要因に大いになるのではないかなというふうに思いますよ。

これは人員体制を減らさないと言ったって、結局署長とか中心幹部はいなくなるわけですから、それに代わる指令は何らかの形でカバーをするようなことが起こっても、ゆくゆくはやっぱり減員の要因になるということがあるんじゃないかと思いますよ。どうなんですか。

○町長（齋藤文彦君） 広域化の必要性というのはいろいろあると思うんですが、やっぱり救急業務の高度化へのニーズとか、多様、大規模化する災害への対応とか、横行政の拡大の必要性、また、初動態勢の強化とか、その人事に関しても本部及び指令業務の統合による効果的な人員の有効配置とか、いろいろいいことがありますから、広域化の必要性というのはやっぱり私は必要だと思っています。

○8番（一瀬寿一君） ちょっと1～2教えていただきたいと思います。

時代の流れでこれは仕方がないと思うわけです。人口の減少、またそれなりの現状維持をしていただければ万やむを得ないのかなと思いますが、ちょっと1～2点教えてもらいたいのは、ページを打っていないが、別紙の物品の明細、ここのところで車の関係ですよね。登録ナンバーは書いてありますが、年式がこれは書いていない、通常ですと年式、車体ナンバー、登録ナンバー、これが一番書かれていなければならないことなんだけれども、それが1点と、もし名義が・・・、名義がいま西伊豆消防署の名義になっているのではないかと思います、解散をした場合には、要するにそれはしばらくの間おいておくのか、おいておかないのか、一応これは名義変更を新しい下田消防署の方に移すのか、移さないのか、この辺のところのあれをちょっともう少し説

明を願いたいことと、下田の方の関係で基金とかいろいろな財務状況のあれは出ていましたけれど、下田の方のあれは具体的に物品というか、そういったあれの参考資料みたいなものはあるのかな。それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○総務課長（金刺英夫君）　まず、車両の年式の関係でございますけれども、一番古い車両で平成6年に取得しております。一番最新ですと、平成24年の5月に連絡車という形で車両を購入しております。これらを車両の整備計画に基づきまして、順次また更新等々を新たな組織でしていくような形になります。

それから、名義の関係でございますけれども、当然管理者が変わってまいりますと使用者等々の関係でおそらく・・・、まだ詳細は、本当に申し訳ないんですけれども、その辺までは詰めてはいないんですけれども、今後当然名義変更等もありえるものと思っております。

それから、下田の方のとりあえず物品につきましては、車両関係については車両整備計画書的なものは資料としていただいておりますので、そういったものはございます。ただ、細かな西伊豆並みの細かなものはちょっとそれはございませんけれども、車両については資料としていただいております。

こちらの方も見ますと、一番古いので平成7年の車両ですね。これが下田本部だけではございませんので、下田消防署あるいは河津の分署、南伊豆の分署、そういったところのものがすべて網羅されております。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

○8番（一瀬寿一君）　一応解散ということもここにあるわけですね。解散すると要するに登記書からも抹消されるということになると、陸運事務所で、例えば、廃車をしたい、それを名義変更したい、解散届をした後には印鑑証明とか、一切そういう登記簿のあれが取れなくなると、一応解散するんでしたらその前にこれを名義変更するか、どなたかの名義にしておかないとこれは変更できなくなるということが生じると言うんですよ。登記上ですね。

だから、その辺はよく調べた上でちゃんとしておいた方がいいんじゃないか、そして、ここに何で年式を書かかないで提出されたのかと・・・、我われには、ただこの車名だけ書いてあったって、これの価値価格というか、もう先ほど言った平成6年という耐用年数が・・・、18年くらい経っているということでおそらく査定も価格のあれもないと思うわけですね。だから、年式を・・・、これはトヨタマークⅡといったら何年式とか、車体ナンバーを書いてなければ、これはただのこういう車がありますというだけの話で、本来の提出するような状況ではないと私は思う。こういうことで聞いているわけです。

それで、下田の方の基金とかいろんなあれは各あれに載っていますからわかりましたけれども、例えば、これをもって合併していくということに対しては向こうのあれも私らは知りたいわけですよ。そういったことで、向こうは何台くらい車を持っていて、こういうことで資産もこれくらいで、どこにどういう土地があつてということで、ああなるほどなと・・・、だから、これは反対をしているのではありませんよ。

当然こういう時代の流れですから、それでいいと思うけれども、もう少し細かい配慮も必要ですよということです。

○総務課長（金刺英夫君）　ただいまの車の名義の関係につきましては、これから議員のおっしゃることを参考にいたしまして対応をしてみたいと思います。

そういうことで漏れのないような形で広域化に向けまして準備を進めていく所存でございますので、またよろしくご指導のほどお願い申し上げます。

○9番（稲葉昭宏君）　ごく単純な質問ですがけれども、これは町長でいいのかな。

これはおそらく消防組合議会ではもう議決をしてあるんだと思いますけれどもね。議決をしてあつて、こうやって西伊豆、松崎町でまずは西伊豆のこの解散の案件のわけですから、これで西伊豆が可決して、松崎町が否決をするということになるとどういう状態になるのか、そこをちょっとお伺いします。

○町長（齋藤文彦君）　松崎の議会が否決したら全部の話がなくなると思います。

（稲葉議員「解散が否決された場合は・・・」と呼ぶ）

○町長（齋藤文彦君）　松崎の議会が否決した場合、それは白紙に戻ると思います。

（稲葉議員「西伊豆町はもうやっているんですか。これを」と呼ぶ）

○町長（齋藤文彦君）　今日やっています。

○議長（斉藤 重君）　ほかにございませんか。

○2番（福本栄一郎君）　ちょっと担当課の方にお伺いしますが、直近1年間というんですか、平成23年度の資料がお手元にあると思うんですが、松崎町の昨年の火災件数と救急車の出動回数、そういったものがあつたらちょっと教えていただけませんか。

○総務課長（金刺英夫君）　23年度中の出動の状況でございますけれども、救急で890件、火災で7件の状況でございます。それ以外に救助というふうな関係で10件ほどございます。

ですから、全部で907件になるかと思います。

○2番（福本栄一郎君）　今度は町長にお伺いしますが、副町長でもどちらでもいいんですけれども、松崎町が人口が7700人を切っていますよね。だんだん過疎化ということなんです。過疎

化も、人口もこれ以上はあんまり見込めないと思うんですが、今現在 7700 人を切っている中で、いわゆる高齢化率が昨年の 4 月では 38.5 パーセント、今度は我われの年代の団塊の世代が押し上げてきますね。そうするともう 40 パーセントがもう来ると思うんです。来年いっぱいくらいで。我われが昭和 22、23、24 年生まれが入ってきますので。割と我われの同級生というんですか、団塊の世代が割と地元が多い世代なんです。人口も多いですよ。やがて我われもお世話になるつもりですけども、人口が減ってきて高齢化率になりますと、救急車が頼りになると、しかもまた広域化・・・、反対とか賛成じゃないですよ。現状を申しますと救急車の出動回数がだんだん多くなる。昨年 890 回ほど出動していると・・・、なおかつ松崎町は観光立町として標榜していますよね。同じく西伊豆町の大きな温泉地である堂ヶ島温泉も控えています。

定住人口プラス流動人口ですか、観光客。それでまた夏場なんかになりますともうゆうに 1 万人は超えてくると思うんです。松崎町の。一時でしょうけれども。夏場観光。

そうした場合に救急体制がどうなるのかということですよね。いま現状では確か救急車が 2 台あると思うんですが、1 台出動して船原を越えて行きますと 1 台は待機するそうなんですよ。2 台は同時に出せないらしいです。そういった場合に、特に夏場、年末年始でも松崎町は 1 万人を超えると思うんですけれども、そういった場合に観光地として医療体制はどうするんですか。

しかも救急車を呼ぶ方は本当に困っている人なんですよね。ただし松崎町の中の病院ですか、入院する施設がない。隣の西伊豆町と、しかし、救急車を呼ぶ場合は直ちに船原を越える、あるいは今度は下田の共立病院ですか、こちらに行くということになりますと非常に不安になってきます。いずれ救急車も 1 台体制になるという・・・、将来を予測してもしょうがないですけども、その辺はどういった考えであるかどうかを町長に伺いたいということが 1 点と、それから、もう一つ、火災ですけども、これはめったにあっては困りますけれども、先ほどの回答で 7 件あったということなんですが、松崎町はこの 1 市 3 町の中では確か 3 番目に面積が広いと思うんです。南、西伊豆、松崎の順だと思います。面積は変わらないですよ。火災が起きた場合に直ちに出動態勢が取れるかどうかという・・・、なおかつ観光地ですから、遭難は別としても海の救助体制、この辺がおろそかになるんじゃないかなということなんです。その辺の考え方を伺いしたいと思います。

○町長（齋藤文彦君） 消防署がなくなるわけではないわけで、いま 11 人体制で 3 交代でやって、実働部隊が 9 人に増えるということですので、福本議員が言うようなことにはあたらないと思います。

そして、救急車も2台あるわけですから、1台になるなんてことはあるはずはありませんし、そのようなことはやっぱり考えていますので、そういうことはないと思います。

○2番（福本栄一郎君） それは将来の予測ですけれども、やはりこの広域化ということについては、やっぱりだんだん規模の圧縮をしていくという目的があると思うんです。私の考えですけどね。そうなりますと、人もだんだん減らしてくる。それから自動的に救急体制も減らしてくるという恐れがあるんじゃないかと、先を憂いても仕方ないですけども、そういった中で、いわゆる首長会議の時にも町長の方からこれだけは絶対に減らさないでもらいたいという、そういう強い考えがあるかどうかを再度伺います。

○町長（齋藤文彦君） そのようなことは西伊豆の町長と話し合っていますので、そういうことはないと思います。

○議長（斉藤 重君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより議案第60号 西伊豆広域消防組合の解散についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 個別に一つひとつだからでしょうか。

○議長（斉藤 重君） そうです。

○10番（鈴木源一郎君） 先ほど質疑で言いましたように西海岸に基地がだんだんセンターみたいところが減っていくということの中身の一つにこれがあるわけですから、消防の本部が東海岸に行ってしまうということで、そういう点で賛成できないということですが、同時にこれは先ほど言いませんでしたけれど、国県が進めてくるということが内容的にあって、静岡県を3つのブロックに分けてやるということの初期の方針が進めてみると実情と違うものですから、実情を無視して作った計画のわけですから、結局はばらけて一抜けた、二抜けたということで、この下田と松崎という2つになるという結果になったわけですが、これはあくまでも先行だとは説明されていますけれども、非常にばらけた形は合併の効率も非常に良くないということもあると思うんですよ。そういう面で私は本案に反対であります。

○議長（斉藤 重君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○８番（一瀬寿一君） どちらが先にというか、解散を先にしなければ加入ができないということになるわけで、まず、これは私は、本案の解散に賛成でございます。と言いますのは、現在の社会情勢、それから現状をいろいろ話をしておりますと、これからは広域で進めていかなければならないと、こういう中でどうしてもこれは消防署を東部の方で小さいところから大きくしていきたいという流れのようですから、これは解散をして、この後の加入もぜひ私は賛成してもらわないと、解散だけ先にして加入が反対になりますとこれは困りますので、そういうことで賛成をいたします。

○議長（斉藤 重君） これをもって討論を終了いたします。

これより議案第６０号 西伊豆広域消防組合の解散についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（斉藤 重君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６１号 西伊豆広域消防組合の解散に伴う財産処分についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○１０番（鈴木源一郎君） 私は本案に反対をいたします。

理由は結局はじめの案に反対ですから、当然統合する必要なしということですから、財産処分の必要もなしということになると思います。以上です。

○議長（斉藤 重君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○９番（稲葉昭宏君） 本案に賛成いたします。

これは言うまでもなく、いま鈴木議員は反対だということで、こちらは当然連携した議論になると思います。私はやはり解散をして、そして、これを処分するのは当然な話で、必然的な事項でありますから、これは賛成でございます。

○議長（斉藤 重君） これをもって討論を終了いたします。

これより議案第６１号 西伊豆広域消防組合の解散に伴う財産処分についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（斉藤 重君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 下田地区消防組合への加入についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 1番、2番の議案で言いましたように、地形的にみても下田方面と松崎、真ん中にバサラの山系があるわけですから、応援をするというようなことはまず考えられないということから、私は本案に反対であります。

○議長（斉藤 重君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○7番（関 唯彦君） 議案62号、下田地区消防組合への加入について賛成をいたします。

下田地区へ加入することによって、指令センターの整備、これから行わなければならない指令センターの整備またデジタル化、法律で28年度までにデジタル化を行わなければならないんですけど、これも西伊豆と松崎だけでやるよりも費用がかなり軽減できるというメリットがあります。また、組織の基盤、これも初動態勢、広域化によりまして、火災また災害時の初動態勢が強化されます。

しかも、消防署としてこちらに残すということが決定しております。消防署として残すということは予防活動、いろんなところの立入がもとより今まで現在行われている消防・救急、これも今現在と変わらないということを意味しておりますので、この加入に対して賛成をいたします。

○議長（斉藤 重君） これをもって討論を終了いたします。

これより議案第62号 下田地区消防組合への加入についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（斉藤 重君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前 9時39分）

---